

令和5年度 中小企業者に関する国等の契約の基本方針

第1. 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

1. 中小企業者の受注の機会の増大の意義
2. 中小企業・小規模事業者向け契約目標
3. 各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

第2. 中小企業の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

1. 官公需情報の提供の徹底
 - (1) 個別発注情報の提供と説明
 - (2) 官公需情報ポータルサイトによる情報提供
 - (3) 中小企業基盤整備機構による情報提供
 - (4) 官公需に関する相談体制の整備
2. 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫
 - (1) 総合評価落札方式の適切な活用
 - (2) 分離・分割発注の推進
 - (3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定
 - (4) 調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮
 - (5) 知的財産権の取扱いの明記
 - (6) 同一資格等級区分内の者による競争の確保
 - (7) 中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大
 - (8) 調達手続の簡素・合理化
 - (9) 地方公共団体と連携した「働き方改革」に留意した発注の共有
3. 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮
 - (1) 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮
 - (2) 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大
 - (3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用
 - (4) 中小企業・小規模事業者の適切な評価
 - (5) 中小建設業者に対する配慮
 - (6) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮
 - (7) 中小石油販売業者に対する配慮
 - (8) 創意工夫のある中小企業・小規模事業者の参入への配慮
 - (9) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用、適正な人件費確保等の周知
 - (10) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮
4. ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進
 - (1) ダンピング防止推進の周知
 - (2) 適切な予定価格の作成
 - (3) 低入札価格調査制度の適切な活用等
 - (4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し
 - (5) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応
 - (6) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

5. 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮
 - (1) 官公需相談窓口における相談対応
 - (2) 適正な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払
 - (3) 地域中小企業の適切な評価
 - (4) 適切な予定価格の作成
 - (5) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約
 - (6) 官公需を通じた被災地域への支援
6. 令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮
7. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮
 - (1) 官公需相談窓口における相談対応
 - (2) 納期・工期の柔軟な対応及び代金の迅速な支払
 - (3) 最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成及び契約金額の変更
 - (4) 入札参加機会の確保のための柔軟な対応
 - (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための経費の適切な計上
8. 地方公共団体への協力依頼
 - (1) 国等の契約の基本方針の要請等
 - (2) 国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表
 - (3) 連携推進体制の活用

第3. 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

1. 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項
 - (1) 新規中小企業者への配慮
 - (2) 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮
2. 組合の活用に関する基本的な事項
 - (1) 事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大
 - (2) 官公需適格組合の活用

第4. 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

- (1) 国等の契約の基本方針の普及及び徹底等
- (2) 国等の契約の基本方針の措置状況の通知及び情報の公表

全国の官公需情報の一括検索サイト

『官公需情報ポータルサイト』 <https://www.kkj.go.jp/s/>



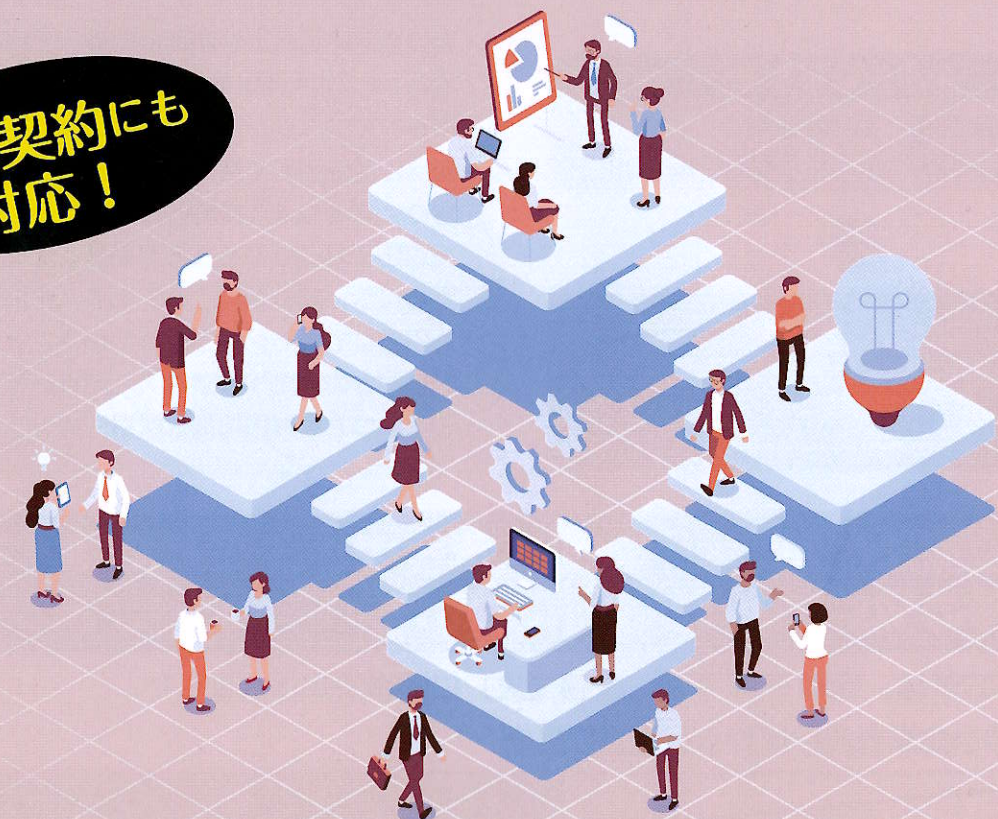
ネットワークで中小企業をサポート
滋賀県中小企業団体中央会

確実に受注契約を履行できる経営基盤があります！

国の証明を受けた 官公需適格組合をご活用ください

～中小企業組合の共同受注と官公需適格組合制度～

随意契約にも
対応！



中小企業が、生産性の向上や仕入れコスト・取引条件の改善など、経営の合理化を目指して組織化されたものが「中小企業組合」です。中小企業1社では対応できない仕事でも、個々の事業所のもつ経営資源を組合組織に結集することで、各事業所の総合力をもって対応することが可能になります。また、官公需による受注実績は、地域中小企業の自立経営を促進し、地域経済の好循環を生み出すことが期待されます。

こうしたことから、国においては、中小企業の積極的な取組みを支援するため、「官公需法」（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律）で、中小企業組合をはじめとした中小企業者の受注機会の増大に努めるよう定められています。

＜官公需法（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律）第3条 要約＞

国等は、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注機会の増大に努めなければならない。
新規中小企業者及び組合を契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

滋賀県内の官公需情報等の情報収集・提供・相談の窓口

滋賀県中小企業団体中央会
滋賀県官公需総合相談センター

2023.12 発行

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 5階
TEL：077-511-1430 FAX：077-502-0111
<https://chuokai-shiga.or.jp>

1. 官公需施策の概要

「官公需」とは、国や地方公共団体等が、物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすることをいいます。

そして、官公需法では国等が調達を行うに際し、中小企業の受注機会の増大に努力するよう定め、毎年度、中小企業向けの契約目標額を定めた「国等の契約の基本方針」を閣議決定されています。各府省は決定された基本方針に即して、各機関における「契約の方針」を作成することとなります。併せて、**地方公共団体においても、国に準じた取組みを行うよう努めることとなっています。**（官公需法第8条地方公共団体の施策）

官公需
施策の法
体系

中小企業基本法

第2章 基本的施策

第23条 国等からの受注機会の増大



官公需についての 中小企業者の受注の確保に関する法律 (官公需法)

制定：昭和41年6月30日 法律第97号

「官公需適格組合」の声

- ・官公需適格組合の証明取得を通じて行う様々な取り組みが、組合員企業の従業員の技術力等のレベルアップにつながっております。
- ・確実に受注契約を履行できる経営基盤が整備できており、様々な入札案件への即時対応が可能です。入札の際に必要な実績や必須となる資格の取得者数等についても整理されており、申請作業についても円滑にできる体制が整っていることから、官公需適格組合の証明が必要な入札案件が発生した場合にも、いつでも対応可能な状態になっています。

2. 官公需法に基づく「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について

今年度の基本方針は、令和5年4月25日（火）に閣議決定されました。

(1) 国等の中小企業者向け契約の実績及び目標

	令和4年度実績	令和5年度目標
官公需総額	9兆5,285億円	9兆2,784億円
中小企業・小規模事業者向け契約金額	4兆7,405億円	5兆6,598億円
中小企業・小規模事業者向け契約比率	49.8%	61.0%

(2) 新規中小企業者(創業10年未満の中小企業・小規模事業者)向け契約の目標及び実績

＜目標＞ 契約比率が前年度までの実績を上回るよう努め、

国等全体として3%以上になることを目指す。

＜実績＞ ・令和4年度 契約実績額 1,056億円 官公需総額の1.11%

(3) 令和5年度に新たに講ずる主な措置

- ①少額の契約における電子的手段の利用
- ②スタートアップに関する取組



3. 官公需適格組合の「組織力」3つのポイント

1. 組合組織は中小企業の弱みを補完して地域経済を強くします。

規模の大きい発注案件であっても組合の共同受注事業として受注すれば、組合員企業で協力・分担して契約を履行することが可能になります。また、共同受注では複数の組合員(中小企業)が共同で履行することから、契約の基本方針で求められている「分離・分割発注」と同じ効果を生み出すことができます。その結果、多くの中小企業者の受注機会の増大に役立ち、地域経済の好循環を生み出すことができます。

2. 組合制度は、民主的で公平性が制度的に確保された法人です。

事業協同組合をはじめとする中小企業組合は、法律に基づいた手続きを経て国や都道府県が認可した法人です。制度として民主的かつ公平な運営が確保されており、認可行政庁である国や都道府県が指導監督できるなど、信頼性の高い法人であることも組合を積極的に活用すべき理由といえます。

3. 国の証明を受けた「官公需適格組合」を活用ください。

官公需適格組合制度は、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている組合を中小企業庁が証明する制度です。官公需適格組合では、組合員である中小企業者が一体となって、受注契約を確実に履行するための技術力や施工・生産・役務提供能力等の向上など、発注機関の信頼に応えられるよう責任体制の維持のため最大限の努力をされています。

「官公需適格組合」の声

- ・官公需適格組合の証明取得のハードルは高く、財務状況や責任体制、実績等について3年ごとに国(中小企業庁)のチェックを受けております。官公需適格組合であることは受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合であることの証明です。それは発注機関からの信頼に応じられる責任体制を整備していることの根拠となっており、「信用力」という強みの獲得につながっています。



4. 滋賀県内の官公需適格組合

滋賀県では、現在6つの組合が官公需適格組合の証明を受けて活動しています。
(全国905組合)令和5年9月末現在

組合名	所在地	業種	電話	証明区分
大津貨物輸送協同組合	大津市	運輸業	077-544-2100	物品納入等
滋賀北部測量設計協同組合	長浜市	建設コンサルタント業	0749-72-4444	物品納入等
滋賀県建築設計監理事業協同組合	大津市	土木建築サービス業	077-522-1460	物品納入等
大津生コンクリート協同組合	大津市	生コンクリート製造業	077-524-2300	物品納入等
滋賀県広告美術協同組合	大津市	屋外広告業	077-525-8373	物品納入等
滋賀県下水道保全事業協同組合	大津市	下水道処理施設維持管理業	077-533-5400	物品納入等



滋賀県中小企業団体中央会のホームページでは、県内6組合の活動事例を紹介していますので、ぜひご覧ください。

<https://chuokai-shiga.or.jp/public-information/kankou-tekikaku/>